

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部改正

一 題名

法律の題名を「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」とするものとする事。

(題名関係)

二 目的

この法律の目的に、防衛関係施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、これに対する危険を未然に防止し、もって我が国を防衛するための基盤の維持に資することを追加するものとする事。

(第一条関係)

三 対象防衛関係施設の指定等

1 防衛大臣は、自衛隊の施設並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六

条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域のうち、この法律の目的に照らしその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象防衛関係施設として指定することができるものとする。この場合において、防衛大臣は、併せて当該対象防衛関係施設の敷地又は区域を指定するものとする。

（第六条第一項関係）

2 防衛大臣は、1により対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象防衛関係施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

（第六条第二項関係）

3 防衛大臣は、それぞれの指定をしようとするときは、あらかじめ、警察庁長官（海域（海上保安庁法に規定する特定の遠方離島を含む。）を含む場合は、併せて海上保安庁長官）と協議しなければならないものとする。

（第六条第三項関係）

4 防衛大臣は、それぞれの指定をする場合には、必要な事項を官報で告示するとともに、インターネット等で周知するものとする。

（第六条第四項等関係）

5 指定の解除の手續は、指定と同様とするものとする。 (第六条第五項等関係)

四 対象防衛関係施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止等

1 対象防衛関係施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止するものとする。

(第九条第一項関係)

2 1 について、対象防衛関係施設の施設管理者による同意その他の例外を定めるものとする。

(第九条第二項関係)

3 2 について、対象防衛関係施設周辺地域の上空において小型無人機等の飛行を行おうとする者は、

管轄する都道府県公安委員会及び管区海上保安本部長等並びにその施設の管理者に通報しなければならないものとする。ただし、自衛隊の業務等において、防衛大臣が警察庁長官等に協議して定めるところにより必要な代替措置をとるときは例外とするものとする。 (第九条第三項関係)

五 対象防衛関係施設の安全の確保のための措置

警察官等のほか、対象防衛関係施設（自衛隊の施設に限る。）を職務上警護する自衛官は、その周辺地域からの退去等の命令及び命令に係る措置が困難な場合の機器の破損等の措置を行うことができるも

のとする事。ただし、当該対象防衛関係施設及びその指定敷地等の外側及びその上空においては、警察官等がその場にいない場合において、防衛大臣が警察庁長官等に協議して定めるところにより行うときに限るものとする事。

(第十条第三項関係)

六 例外に該当しない場合に対象防衛関係施設及びその指定敷地等の上空において小型無人機等の飛行を行った者並びに五の命令に違反した者に対する罰則を定めるものとする事。

(第十二条関係)

七 その他所要の改正を行うものとする事。

第二 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正

一 対象大会関係施設の指定等

1 文部科学大臣は、ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会の要請があつたときは、会場その他の施設のうち、大会の円滑な準備又は運営を確保するためにその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象大会関係施設として指定することができるものとする事。この場合において、文部科学大臣は、併せて当該対象大会関係施設の敷地又は区域を指定するものとする事。

(第十六条第一項関係)

2 文部科学大臣は、1により対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象大会関係施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域として指定するものとする。

(第十六条第二項関係)

二 対象空港の指定等

1 国土交通大臣は、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港のうち、大会の選手その他の関係者の円滑な輸送を確保するためにその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象空港として指定することができるものとする。この場合において、国土交通大臣は、併せて当該対象空港の敷地又は区域を指定するものとする。

(第十七条第一項関係)

2 国土交通大臣は、1により対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域を指定するときは、当該対象空港の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象空港に係る対象空港周辺地域として指定するものとする。

(第十七条第二項関係)

三 対象大会関係施設及び対象空港に係る重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の準用及び適用

1 対象大会関係施設及び対象空港について、指定及び解除の手續並びに小型無人機等の飛行の禁止及びその例外、都道府県公安委員会等への事前通報、警察官等による安全確保の措置、罰則等に関し、組織委員会又は対象空港の管理者による同意その他の事項に係る所要の読替えを行った上で、既存の規定を準用し、又は適用するものとする。

(第十六条第三項、第十七条第三項及び第十八条第一項関係)

2 対象空港の管理者は、違法に小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、滑走路の閉鎖その他の危険を未然に防止するための措置をとるものとする。

(第十八条第二項関係)

第三 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正

文部科学大臣は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の要請があつたときは、会場その他の施設のうち、大会の円滑な準備又は運営を確保するためにその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象大会関係施設として指定することが

できるものとする。ことその他の平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正と同様の規定を整備するものとする。こと。

(第二十九条から第三十一条まで関係)

第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。こと。

(附則第一項関係)

二 関連法律について所要の規定を整備するものとする。こと。

(附則第二項及び第三項関係)